

第2次坂出市まちづくり基本構想(案)に関する パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）

(2) 意見の受付件数 13件（3人）

2. 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>坂出駅に必要な駐車場台数の確保が出来てない、イベントが有る時いつも地下駐車場満車で使えない、県外に JR を使い出ようとしても車で駅まで行っても駐車場確保がままならない、モータリゼーション社会の意味がわかっていないのではといつも思う！ 簡単では無いが資金も必要時間も必要だが目指していただきたい！</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。 現在、中心市街地活性化公民連携事業として坂出駅周辺において図書館を核とする拠点施設や周辺道路などの再整備を進めており、その中で駐車場につきましても今後の整備を予定しております。 整備の完了までには、今しばらく時間を要することになりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。 なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものであることから、個別具体的なお意見につきましては、担当課とも共有させていただきます。</p>
2	<p>国の緑の食料システム戦略では、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減することを目指しており、本市でも香川県みどりの食料システム基本計画に沿って、環境に配慮した農業の普及に徐々に取り組んでいるのは承知しています。12月には化学肥料を使用せずに生産した金時にんじんを使った給食が市内の幼稚園、小中学校で提供され、市長も自然や環境に配慮した特産食材の提供を今後も続ける予定であり、有機農業の新規就農にもつながることに期待している旨をインタビューで語っています。そこで、今後の取組を着実に進めるためにも、P46「農林水産業の振興」の項目の中に化学肥料を使用しない農法を進めることを明記してほしいと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえて1行目を改め、「環境に配慮した農業を推進する」と追記しました。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	<p>基本構想審議委員会の委員構成について</p> <p>坂出市の複数の委員会において、同一の大学教授や、市の委託事業者である NPO の代表者が重複して委員に就任している状況が見受けられる。公募委員の拡充などにより、特定の立場に偏らない選考とするとともに、委託事業者に有利な施策が誘導されることへの利益相反の懸念を回避する仕組みづくりが必要である。例えば、NPO についても特定団体に限らず、複数団体から候補者を募る制度設計が望ましい。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>各種委員会の委員選任については、審議内容により、専門的知識、経験等さまざまな要件を担当課において考慮し、選任しているところです。</p> <p>今回の基本構想審議会では、市民公募委員 2 名を選任し、産業や教育など各分野から選任された委員のほか、はたちの集い地区代表や、認定新規就農者、地域おこし協力隊、坂出かけはし大使など、まちづくりに関わるさまざまな立場のかたから構成されております。また、高校生以上の坂出市に居住または通勤・通学されているかたを対象にワークショップを 4 回開催し、市に関わる皆様の思いをお伺し、策定内容を検討したところです。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものであることから、個別具体的にご意見につきましては、担当課とも共有させていただきます。</p>
4	<p>p7 『ライフスタイル、価値観の変革と地域との関わり方の多様化』及び『人が中心となった、居心地の良いまちづくりの実現』について</p> <p>各種委員会や構想段階において、同一人物の重複選任や、高齢の男性に委員構成が偏っている現状がある。</p> <p>特に市議会においては、市事業や許認可と関係の深い立場の議員が多く、市民のための自由闊達な討論が十分に行われているとは言い難い。いわゆる「お導きの」な議論にとどまっている印象が否めない。市民が市へ意見を提出しても、市長案・副市長案を絶対とする風土が市役所内にあるように見受けられる。</p> <p>このようなトップダウン型の市政運営は、市民の声が反映されにくく、市政への不信や閉塞感を招いており、『②進学や就職に伴い若者が流出。市内就業、U ターンにつながっていない』という結果とも無関係ではない。議会改革および構想・委員会段階からの見直しが必要である。</p>	

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
5	<p>p8『カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり』、p7『人が中心となった、居心地の良いまちづくりの実現』に関連する市内中心部 p1 3 人工土地付近のウッドデッキ整備について</p> <p>昨年度の人工土地西側工事および一昨年度の市民ホール前工事において、主要舗装材としてウッドデッキが採用されているが、以下の点で問題がある。</p> <p>(1) 防火地域・準防火地域であるにもかかわらず、可燃性材料が広範囲に使用されており、防火地域制度の趣旨との整合性に疑義がある。</p> <p>(2) 耐久性が高い石材・コンクリート舗装が近隣に現存する中、耐久性の低いウッドデッキを採用しており、すでに劣化も確認されている。長期的な費用対効果に乏しい。</p> <p>(3) 近隣住民や近隣地権者との合意形成を示す記録が確認できず、市長案としてほぼ決定した案が事後的に示され、担当課においては、市長のための業務遂行のようになっており、手続の透明性に疑問が残る。</p> <p>(4) 日常的な通行空間であるにもかかわらず、ヒールの履き物をはく利用者や高齢者、障がい者に配慮された設計とは言い難い。</p> <p>(5) 市民ホール前芝生についても、凹凸ブロックは数年を経っても芝に埋もれることはなく、転倒の危険性が指摘され続けているが、実質的な改善が見られず、安全性の再評価と抜本的見直しが必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>
6	<p>p8『カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり』に関連する給水設備（ウォーターサーバー）について</p> <p>市民ホール前等に多額の税金を用いて設置された給水設備は浄水ではなく水道水であるにもかかわらず、その表示が不十分であり、利用者に誤認を与えるおそれがある。また、高額な設備導入の必要性、税の優先順位、ライフサイクル全体で見たゼロカーボン施策との整合性についても、十分な説明がなされているとは言い難い。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
7	<p>p3 2「みんながつながり、共に創る坂出」『政策の方向性』p3 3『(4) 公民連携の推進』について、公民連携における課題</p> <p>民間委託の拡大に伴い、市の確認不足や、委託事業者による地域ルール逸脱、特別扱いと受け取られかねない事例が生じている。また、特別職の意向が強く反映される状況にある。公民連携における、公平性、透明性、監督体制の明確化が必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>
8	<p>p3 4「いつまでも安全で安心して暮らせる坂出」、p4 2『快適で心地よく、暮らしやすい坂出』、p4 3『暮らしを支える都市基盤の向上』、『快適な都市空間の形成』p4 4『公共施設等のマネジメント』に反する人工土地事業における市政運営についての是正</p> <p>人工土地エリアにおいて、建築確認申請と一致しない複数の建造物の存在、資料管理の不備、不当増築による汚水の垂れ流しによる環境悪化（下水道等の排水の整備環境の無視あるいは軽視）建造物への悪影響が確認されている。また、特定の一部の者の無料での駐車が不公平に改善されない。快適な都市空間の形成に反し、公共物を含む都市基盤の向上に反する対応が長年市によって取られていることに懸念を示す。総額約6000万円以上の高額なコンサルタント調査や多額の補助金が投入されているにもかかわらず、是正されない問題、調査の不備、不整合が複数存在しており、防災・安全・持続可能性の観点からも重大な疑義がある。規約の策定以前に、市の行う工事の建築申請との不整合の疑い、加えて、市営住宅部分における不当増築や不当増築による汚水の垂れ流し、占拠、不当耕作等の長年の市による管理不足や管理の怠慢（条例で禁止されている行為であれど、是正を行わない対応）が重なり、公共施設等のマネジメントが適切に行われていないため、改善が必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
9	<p>p37『(4) 障がい者(児)福祉の充実』、p40『(4) 人権尊重と男女共同参画社会の形成』について、多様な視点からの、特別職や幹部職、委託事業者を含む意識改革</p> <p>地域活動支援センター等が、困難な状況にある女性や性被害者、DV・虐待被害者の利用を前提とした設計・運営になっていない。また、利用者の安全やプライバシーへの配慮が不十分のまま、行事等で外部公開による特別職を含む配慮のない行動(撮影など。理由としては、居場所が知られることで危険を伴う、ストーカー、DV等の被害者も利用しやすい環境であるべきであるため)が行われている点は、人権尊重の観点から問題がある。市および事業者双方に意識改革が求められる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、P40①において、人権尊重につきましては誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざすとともに、すべての行政施策の根底には人権が関わっているとの認識のもと、人権尊重のまちづくりを推進することが不可欠であると考えております。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>
10	<p>p37『(4) 障がい者(児)福祉の充実』、p40『(4) 人権尊重と男女共同参画社会の形成』について、若年層障がい者支援の不公平な運用について</p> <p>一例として、配食支援事業が地域ごとに異なる運用となっており、若年層の障がい者が制度上利用できない状況が生じている。</p> <p>制度の趣旨に沿った統一かつ公平な運用を行うため、配食サービスに限らず、市関係課および社会福祉協議会における認識の見直しが必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>
11	<p>p37『(4) 障がい者(児)福祉の充実』、p40『(4) 人権尊重と男女共同参画社会の形成』について、合理的配慮の義務に対する認識・実践の欠如について</p> <p>合理的配慮の提供について、職員間で対応や理解に大きな差が見受けられる。市民から具体的な要望がなくとも、行政として主体的に配慮内容を検討し、対応策を提示できる職員がいる一方で、相談を行っても意図的に沈黙したり、制度趣旨への理解が乏しい対応に終始する職員も存在する。特に、課・室の管理職に合理的配慮に対する意識や理解が欠如している場合、その姿勢が部下職員にも波及し、結果として組織全体の対応力が低下する。そのしわ寄せは最終的に市民に及び、支援を必要とする立場の市民ほど不利益を被る構造となっている。この点について、組織的な研修・評価・是正の仕組みが不可欠である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、障がいのあるかたから社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合、障害者権利条約の定義を踏まえ、合理的配慮を行う義務があると考えております。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
12	<p>p8『多様化、複雑化する福祉ニーズへの対応』に関して、社会的強者目線に偏った福祉政策の構造的問題について福祉施策や市政全般の方針を検討・決定する場において、社会的に強い立場にある者が主導的役割を担うことで、真に支援を必要とする弱い立場の人々の視点が十分に反映されていない現状がある。</p> <p>特に、性被害者や犯罪被害者支援については、魅力的な東京都内の市区町村（例：世田谷区等）と比較した場合、本市の支援体制は著しく脆弱であり、制度・相談体制・実務支援のいずれの面においても遅れが見られる。これは、女性や若者が地方での居住を敬遠する一因ともなり、「いざというときに助けが得られない街」という評価につながりかねない。また、市職員において、多様な合理的配慮の意識が欠ける要因（一部の管理職者において、理解すらない、意識がない、対応意欲がない）でもある。</p> <p>さらに、地方特有の人間関係や既得権益構造の中で、特定のコネクションを有する者が福祉事業の運営や意思決定に関与し、結果として利益を享受する仕組みが温存されているとの懸念も否定できない。福祉政策は、支援を受ける側の立場に立ってこそ成立するものであり、その原点への立ち返りが求められる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>
13	<p>より良い街づくりのために全体を通して、コンプライアンス部門設置の検討について</p> <p>全体を通じて、本市においては、他の多くの自治体では当然のように設置されているコンプライアンスを専門に扱う部門の設置を、真剣に検討すべき段階に来ていると考える。</p> <p>現状では、不適切な行為や不正、問題のある対応が生じて、明確な処分や是正が行われず、結果として有耶無耶にされる風土が、役所組織および議会全体に形成されているように見受けられる。自らが処分対象とならないために、相互に庇い合い、異論や内部批判が表に出ない構造は、組織の健全性を著しく損なう。</p> <p>また、特別職（市長、副市長、議員等）を含め、すべての立場の者がルールを遵守することを前提とし、役職員および特別職の行動についても、独立性と実効性を備えた相談・通報窓口を設置することが不可欠である。コンプライアンス体制の強化は、市民の信頼回復と持続可能な市政運営の基盤となる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>なお、本構想は本市におけるめざすべき将来の姿や理念、まちづくりの方向性を示す方針を定めるものでありますので、いただきました個別具体的なご意見については担当課とも共有させていただきます。</p>